

令和5年3月22日

令和5年度住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務事業
を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付

次のとおり、令和5年度住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和5年3月1日～令和5年3月15日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること
- 2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- 3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
- 4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- 6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること

<選定した事業者>

○住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務を行う事業

提案者：1者（一般財団法人住宅保証支援機構）

選定：一般財団法人住宅保証支援機構